

## 令和4年度の会議等の記録

開催日	議 題
令和4年5月	『まちづくりニュース』の発行
6月15日	『定期監査』(令和3年度)
6月24日	『令和4年度 第1回理事会』 ・令和4年度 第1回総代会について
7月13日	『令和4年度 第1回総代会』 ・令和3年度さいたま市台・一ノ久保特定土地区画整理組合の事業報告、収支決算及び財産目録の承認を求めることについて
9月	『まちづくりニュース』の発行
令和5年2月 6日	『令和4年度 第2回理事会』 ・令和4年度 第2回総代会について
2月22日	『令和4年度 第2回総代会』 ・令和5年度 さいたま市台・一ノ久保特定土地区画整理組合の事業計画及び収支予算について ・さいたま市台・一ノ久保特定土地区画整理組合の財産等の処分について

## 令和4年度収入支出決算

令和5年7月12日開催の総代会において、令和4年度収入支出決算が承認されました。  
収入 171,796,141 円、支出 77,745,214 円で令和5年度へ 94,050,927 円が繰り越されました。

### 【収入】

費 目	決算額(円)	備 考
さいたま市補助金	61,185,139	
諸収入	13,700	出資配当金、電柱土地使用料
繰越金	110,597,302	
計	171,796,141	

### 【支出】

費 目	決算額(円)	備 考
工事費	13,410,184	道路等管理工事、現場事務所解体工事
補償費	8,740,440	建物等移転補償 4 件、土留擁壁補償 2 件
調査設計費	40,578,399	換地計画書作成業務委託、事業計画書(変更)作成業務委託 等
事務費	15,016,191	
計	77,745,214	

## 道路の使用についてのお願い

道路上に置かれたものや、はみ出したものが原因で事故が発生した場合、物件の所有者が責任を問われる場合があります。道路を歩行者や自動車が安心・安全に通行できるよう、皆様のご協力をお願いします。

### 道路上にものを置かないで下さい。

道路上に物(コンクリート板、道路段差解消ステップ、バリケード、カラーコーン、立看板、広告旗、消火器、荷物、商品、自動販売機など)を置いたままにすることは歩行者、自転車や車の通行の障害になり、交通事故を引き起こす原因にもなります。また、歩行者がつかずいて転倒する事故にもつながります。

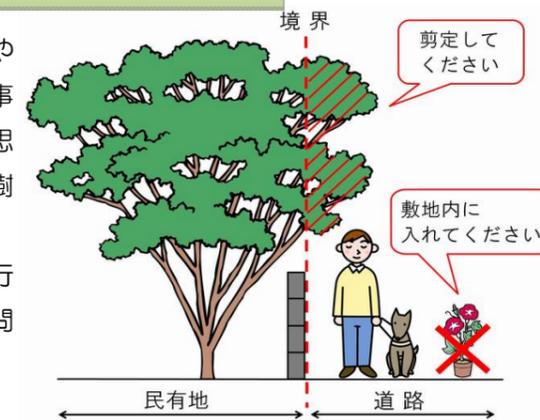
道路上に物を置いている場合は、取り除くか敷地内に入れるなどの対応を行ってください。



### 庭木の枝は敷地内で管理してください。 植木鉢等は道路・側溝の上に置いてはいけません。

敷地を越えて樹木の枝が歩道や車道へはみ出すと、歩行者や車の通行の障害になり、また、道路の見通しを悪くし、交通事故を引き起こす原因にもなります。枝等が落下した際には、思わぬ事故を引き起こすこともありますので、所有者の方は、樹木の剪定や手入れをしてください。

道路上(歩道・側溝を含む)に植木鉢等を置くことは、歩行者や自転車等の安全・快適な通行の妨げとなり、交通安全上問題となることがありますので、敷地内に入れてください。



### 道路への土砂流出防止と流出土砂の撤去にご協力ください。

大雨のあとに、畑などの土砂が道路上へ流出し、歩行者や車の通行の障害となることがあります。また、流出した土砂が側溝を埋めてしまい、道路の排水機能が失われてしまう事例も見受けられます。

皆様の道路の安全を確保するため、土地の所有者の方は土砂が流出しないよう防止策をお願いします。万が一、土砂が道路へ流出してしまった場合は、速やかに土砂の撤去をお願いいたします。



## お知らせ

### 門・塀などをつくる時のご注意

道路とみなさんの土地の境界線上に門・ブロック塀などをつくる時は塀などの外面が境界線より**5センチメートル**民地側となるように設置してください。

このことはさいたま市の要綱で定められており、将来の塀などの管理のためにも有効です。

### 建築行為の許可申請手続きについて

土地区画整理事業が完了(換地処分公告の日)するまでの間に次の行為を行うときは、土地区画整理法第76条に基づきさいたま市長の許可が必要です。

- 土地の形質の変更
- **建築物**その他の工作物(ブロック塀、擁壁、カーポート等)の新築、改築、増築
- 重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積

**ご注意!** この許可を受けずにこれらの行為を行った場合、又は、許可条件に違反したときは、さいたま市長から原状回復命令又は、移転もしくは、除却命令が出される場合があります。この命令に違反した場合は処罰を受ける場合があります。

### 仮換地証明・底地番証明等の諸証明の発行方法について

仮換地証明・底地番証明等の諸証明は、協会の窓口で申請をして頂き、原則として中2日後の発行となり、手数料は1件1通300円(税込)となります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 土地・建物の売買をするときには、ご相談を!

特別な制約はありませんが、今後、土地・建物の移転、清算金等が生じる可能性がありますので、土地・建物を売買しようとする時は、組合事務局へご相談の上、行ってください。

### 権利の届出をしてください(定款第86条及び第87条)

土地の売買や相続等で権利関係に変動を生じた際は、組合に届出が必要となります。また、新たに土地の権利を共有で取得された場合には、共有者の中から※代表者1人を選任して組合に届け出てください。

※共有者の方々については、土地区画整理法第130条第2項に「宅地の共有者は、それぞれのうちから代表者1人を選任し、その者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。」との規定があります。届出が提出されないと、役員及び総代選挙に関わる権利を行使することが出来ませんので、よろしくお願いいたします。

### 民地建柱について

各家庭に電力等を供給するために必要な電柱等につきましては、道路の有効利用かつ安全な利用及び街路の美観の確保等から、民地内への電柱等の設置をお願いしております。

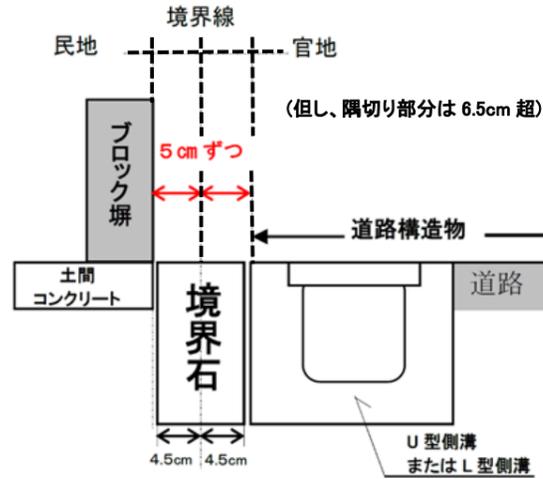
今後、建柱の際には、電力・通信事業者が皆さまの土地借用等のお願いに伺うことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ご不明な点は、組合事務局(一財)さいたま市土地区画整理協会までお問い合わせ下さい

お問い合わせ先(組合事務局)  
一般財団法人さいたま市土地区画整理協会  
〒337-0013 さいたま市見沼区新堤 272-1  
(令和6年3月下旬まで仮移転中)  
<http://saitama-kukaku.jp>



管理課 048-796-4170(資金管理・換地に関すること)  
補償課 048-796-4171(建物補償等に関すること)  
工事課 048-796-4172(工事に関すること)



# まちづくりニュース

令和5年10月

さいたま市台・一ノ久保特定土地区画整理組合  
理事長 井上 晃一

—ごあいさつ—

初秋の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和4年度の事業報告と収支決算及び財産目録について令和5年7月12日(水)に開催された総代会において承認されましたことをご報告いたします。

令和4年度は、道路等管理工事や工作物の補償等を実施してまいりました。

一日も早く新しいまちができるよう今後も努力して参りますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



## 令和4年度の事業概要

種別	内容
工事	① 道路等管理工事 ・道路等の維持管理を行いました。 ② 現場事務所解体工事 ・現場事務所の解体工事を行いました。
補償	① 建物等移転補償 ・工作物等移転補償(4件)及び土留擁壁補償(2件)の補償を行いました。
調査設計	① 換地計画書作成業務委託 ・換地計画の認可申請のため、施行前後の土地の明細(町名・地番・地目・面積等)、清算金の明細、施行前後の各種図面等の作成を行いました。 ② 事業計画書(変更)作成業務委託 ・資金計画書と事業施行期間等を検討し、事業計画の変更認可申請書の作成を行いました。 ③ 公共施設引継図書作成業務委託 ・道路の引継ぎに必要な図面等の作成を行いました。 ④ 杭打測量・換地修正外業務委託 ・事業に必要な杭の理設及び分筆伴う換地図書修正等を行いました。 ⑤ 管理調書作成業務委託 ・補助金の執行状況を精査するための管理調書等の作成を行いました。